

# 学校いじめ防止基本方針

男鹿市立男鹿東中学校  
平成29年 6月 1日改訂  
平成29年 8月 1日改訂  
平成30年 6月 1日改訂  
令和 2年 3月31日改訂  
令和 3年 4月 1日改訂

## I いじめ防止等に関する基本的な考え方

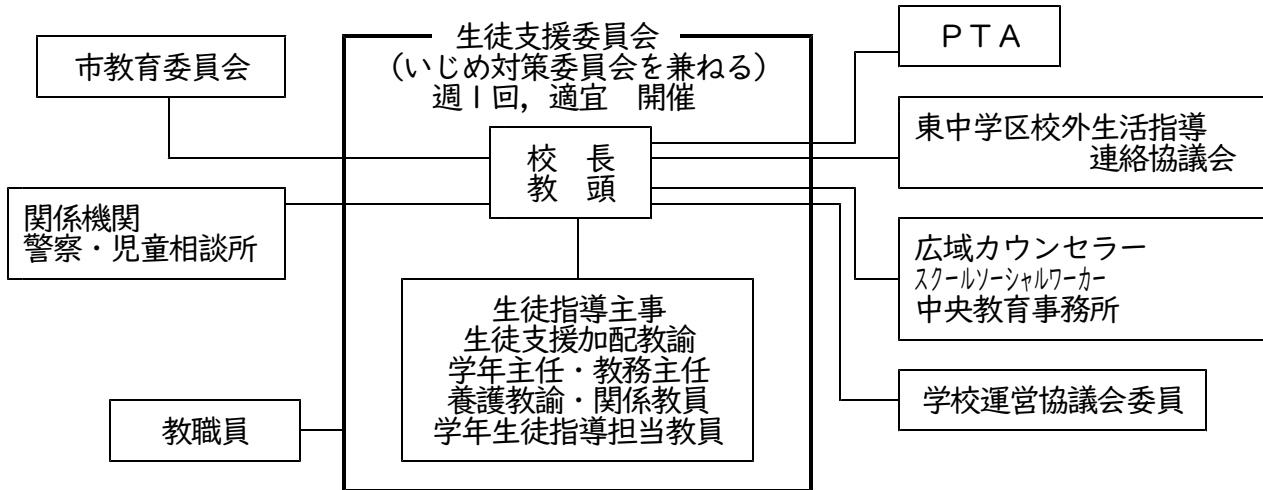
### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第2条より)

### (2) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。本校では、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識の下、教育活動全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、効果的な対処と実効性のある連携に取り組み、「いじめを生まない学校づくり」のために、本方針を策定するものである。

### (3) いじめ防止の組織



### (4) いじめ防止等の基本的な対策

#### ① いじめ未然防止

- ・生徒指導の機能を生かした授業改善
- ・道徳教育の充実
- ・ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
- ・教育活動全体での自己有用感の醸成
- ・情報モラル教育の充実

#### ② 早期発見、早期対応

- ・定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施
- ・保健日誌の回覧による保健室利用生徒の情報共有
- ・いじめ防止に関する教職員研修の実施

- ・日々の観察を受けた教職員間の日常的な情報交換
- ・いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
- ・事実確認や初期対応の組織的な実施
- ・被害生徒の保護と、加害生徒への指導
- ③ 家庭、地域及び関係機関等との連携
  - ・学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発
  - ・警察や児童相談所等への連絡と連携
  - ・中学校区生活指導連絡協議会の実施

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

- ① 生徒指導の機能を生かした授業改善
  - ・少人数グループでの人間関係づくりを進める。リーダーの育成ではなく、互いに学び合うことで学びが深まる互恵的な関係をつくることを推奨する。
  - ・互いのよさを認め合う場を設定する。自分の学びを確立したり広げたりするために仲間のどのような発言が頼りになったかなど、協働的な学びの有用性を、知的・体験的に理解できるよう援助し、生徒自身がその過程を振り返る時間を設定する。
- ② 道徳教育の充実
  - ・相互授業参観等の機会に、道徳の授業を参観する機会を設定し、教職員の指導力の向上を図る。
  - ・学校の重点内容項目を、「希望と勇気、克己と強い意志（学校の重点）」「相互理解、寛容（1年）」「思いやり、感謝（2年）」「よりよい学校生活、集団生活の向上（3年）」として、他人を思いやる心を育て、人権意識の向上を図るなど、「いじめをしない」「いじめを許さない」という心を育てる。
- ③ ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
  - ・様々な体験活動の機会を多く設け、生徒が様々な立場の人の生き方や仕事に触れ、他者の気持ちになって考える力を養う。
  - ・ボランティアや福祉体験を行い、他人を思いやる気持ちをもたせ、豊かな心を育む。
- ④ 教育活動全体での自己有用感の醸成
  - ・学校行事等を通して適切な集団づくりに努める。協力し合う体験、自分のよさを発揮して仲間から認められる体験等を通して、好ましい人間関係を形成する。
- ⑤ 情報モラル教育の充実
  - ・インターネットやSNS等の使い方やマナーを定期的に指導することで、それらを媒介して発生するいじめを防ぐ。

### (2) 早期発見の取組

- ① 定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施
  - ・気になることアンケート（以下、気になるアンケ）を年間10回程度実施する。
  - ・気になるアンケは無記名で実施するが、生徒一人一人の実態を把握するため、回収方法に配慮する。
  - ・気になるアンケは実施直後、全員の状況を確認し、可能な限り早期に（できれば即日）、面談を行う。面談実施後は、いじめ等の事実及び面談内容を学級担任から学年主任、生徒指導主事、管理職と速やかに報告する。
  - ・気になるアンケを基に、生徒支援委員会（いじめ対策）を実施し、様々な問題に細かく対応する。
  - ・QUアンケートによる調査を年2回程度実施するなど、客観的な測定を利用して、生徒の実態把握を行う。

- ・様々なアンケートを基に機を逃さずに教育相談を行い、生徒の状況把握と指導を徹底する。
  - ② 保健日誌の回覧による保健室利用生徒の情報共有
    - ・保健室利用生徒の情報を共有することで、いじめにつながる事実を素早く確認し、指導に当たる。
  - ③ いじめ防止に関する教職員研修の実施
    - ・生徒を語る会などを活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を計画的に実施する。
  - ④ 日々の観察を受けた教職員間の日常的な情報交換
    - ・定例（週1回）の生徒支援委員会を実施し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する情報共有及び改善策の策定を図る。
    - ・若竹（生活記録ノート）のコメントや、休み時間の見守り、昼休みの巡回等を通して、生徒の生活の様子を把握し、情報の収集に努める。
- (3) 早期対応の取組
- ① いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
    - ・訴えや相談、気付きを基に、学年部→生徒指導主事→管理職と事案を報告する。
    - ・管理職、生徒指導主事、該当学年部を中心に、いじめ対策委員会を構成する。
    - ・「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように」などについて、現段階で分かることを随時迅速に共有する。
  - ② 事実確認や初期対応の組織的な実施
    - ・可能な限り報告を受けた当日に、学年部を中心に複数の教職員によって事実確認を行う。いじめに関わった生徒に対して、個別に聞き取りを実施し、教職員間での確認を行う。
    - ・常に被害者の立場に立ち、再発防止へ向けた対応に取り組む。その際の、被害及び加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接顔を合わせる形で、丁寧に実施する。
  - ③ 被害生徒の保護と、加害生徒への指導
    - ・生徒指導主事を中心に、いじめ対策委員会において、被害生徒への支援と、加害生徒への指導・助言に関する計画を立案する。その際、「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒に対する指導・助言についても検討する。
    - ・実際の支援や指導に当たっては、該当生徒の所属する部活動の担当者や専門委員会担当など、全職員の協力の下、進めるようにする。
  - ④ いじめられた生徒の側に立った指導
    - ・はやし立てたり、傍観したりしている周囲の生徒への指導を確実にする。
    - ・解決したと即断せず、観察と指導・援助を継続する。
    - ・常に危機管理の心構え「さ（最悪を想定）・し（慎重に）・す（素早く）・せ（誠実に）・そ（組織的に）」で対応する。
- (4) 連携に関する取組
- ① 学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発
    - ・いじめの定義や、いじめ防止に関する基本的な考え方などについて、保護者に対して情報発信に努める。また、いじめなどに関する学校以外の相談窓口についても周知を図る。
    - ・いじめに対する支援や指導について共通認識をもち、教職員、保護者及び地域住民が協力していじめ防止に取り組む重要性について啓発を図る。
    - ・インターネットを通じて行われるいじめについて、「ケータイ安全教室」などを実施して生徒及び保護者への啓発を図る。また、アンケート等の結果を基に、携帯電話などの情報通信機器の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。

## ② 教育委員会への連絡と連携

- ・管理職に対して生徒へのいじめ事案について報告があった場合、確認された事実や校内での対応等について教育委員会へ報告するとともに、教育委員会からの指示を基に連携を図る。

## ③ 警察や児童相談所等への連絡と連携

- ・いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、男鹿警察署及び五城目警察署と連携するなどして対応する。

## ④ 県立支援学校のセンター的機能の活用

- ・発達障害等のある生徒への指導は、特別支援教育に関わる教職員と連携を図りながら、必要に応じて県立支援学校等の外部専門機関の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた指導及び配慮を行う。

# 3 重大事態への対応

## (1) 重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## (2) 重大事態への対応

- ① 速やかに教育委員会へ報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ② 調査については、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うことを念頭に置く。また、調査結果は教育委員会へ報告する。

- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係その他必要と認められる情報を、適時、適切な方法で提供する。その際、他の生徒のプライバシーなど、関係者の個人情報に十分留意し、適切に提供する。

# 4 いじめ解決の定義、目指す状況

次のことをもって、いじめの解決とする。

- (1) 多様な教育活動を通して、加害行為が完全に停止し、加害側からの謝罪及び必要な弁済が行われ、被害者の権利の回復が行われること。

- (2) 加害側に、その行為に応じた社会的責任を自覚させる指導や措置が行われ、いじめ行為を二度と行わない旨の誓約がなされ、被害者からその承認がなされること。以上のことが達成されたことを踏まえ、更に次の状況となることを目指す。

- (3) 加害及び被害を問わず、いじめに関わった全ての生徒が、いじめに至った人間関係の変遷を振り返り、自分の果たした役割や課題を自覚し、自己認識を新たにすること。

- (4) 新たな自己認識に基づき、いじめを二度と起こさないため、今後の人間関係の在り方について、生徒相互が具体的に必要な約束を交わすこと。

- (5) 約束に基づき、生徒たちが新たに人間関係を再出発させ、情緒的に健康で安定した学校生活を送ることができるようになること。

# 5 いじめ発生時の具体的な学校側の対応手順

## (1) いじめの認知

### ① 認知の方法

本人の訴え、学級担任（あるいはその他の教員）が発見、保護者からの連絡、現場で目撃した生徒からの報告、アンケートでの自他の訴え、その他

### ② 事実確認

管理職と生徒指導主事に報告の上、本人（被害者）、相手（加害者）、周囲（目撃者・傍観者）等から事実関係を聴取する。聞き取りを行う際は、聞き間違いや事実誤認がないよう、複数の教員で聞き取る。

③ 事実の擦り合わせ

教師が聞き取ったことを持ち寄り、事実関係に齟齬がないかどうかを確認する。齟齬があった場合は、解消するまで聞き取りを行う。必ず学年の教員間で情報共有する。

(2) 加害生徒への指導

① 加害の生徒への確認、指導

初めから指導ありきの聞き取りをせず、生徒の自己決定を促す三つの問い掛けで行う。「何に困っているか（どんな感じか）？」「どうしたいのか？」「何を手伝ったら（支援したら）よいか？」

事実間違いがないことを確認した上で、加害の生徒に対して、自分のしたことを以下の内容について文章に書かせ、改めて本人に確認させる。

ア いじめのきっかけ

どんな気持ちでいじめを行ってしまったのか。なぜ、そういう行為に及んでしまったのか。

イ いじめの事実

いつ（又はいつ頃から）、どこで、誰に対して、どのようなことを、どのくらい行ったのか。

ウ 謝罪の気持ちの確認

相手に対して、今、どのような気持ちでいるか。謝ることができるか。

エ 今後の誓約

今後、どのように失敗を挽回していくか。

② 保護者への報告、連絡

学級担任から加害生徒の保護者にいじめの事実を連絡する。その際、当該生徒が帰宅後、自ら事実を報告すること、その後に学校で三者面談を行いたい旨を知らせる。

③ 三者面談の実施

ア 当該生徒と保護者に学校へ来てもらい、学級担任及び学年主任と面談を行う。事の重大さにより、管理職や生徒指導主事も同席することもある。

イ 初めに当該生徒から改めて保護者に、上記の文書に基づいて自分の行為を説明させる。

(3) 謝罪

① 被害の生徒の保護者へ連絡

被害を受けた生徒の保護者へいじめの事実とこれまでの経緯を報告する。

② 加害の生徒からの謝罪

被害を受けた生徒とその保護者に対して、加害の生徒が謝罪をする。直接謝罪することが望ましいが、被害者側の意向を尊重する（電話での謝罪もあり）。

(4) 再発防止に向けたその後の見守り（加害者からの謝罪があってから3か月程度）

被害を受けた生徒に対して毎日面談し、その後いじめを受けていないか確認する。加害の生徒に対しても定期的に面談し、いじめをしていないか確認する。

(5) 情報の共有

事の顛末を管理職に報告し、その後、全ての教員間で共有する。